

平成27年度

第5回江別市農業委員会定例総会議事録

江別市農業委員会

平成27年度第5回江別市農業委員会定例総会議事録

平成27年8月27日(木) 午後2時00分開会
開催場所 江別市民会館21号室

1 出席委員(18名)

萩原俊裕
金安正明
北川俊寛
大井川和雄
萩野薫
加藤富雄
渡部正廣
本間正二
池田太郎
石田武史
細川昭典
永田喜一郎
佐藤和人
吉本和子
小林秀樹
伊藤良明
土切裕二
田中浩一

2 欠席委員(2名)

森田芳明
中田和孝

3 出席事務局職員
農業委員会事務局

主幹	大坂勝美
主査	気境智道
主任	浅野隆弥
主任	山田容示

4 議事日程

- | | | |
|-------|------------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 | |
| 日程第2 | 会期の決定 | |
| 日程第3 | 諸般の報告 | |
| 日程第4 | 報告第18号 | 現況証明願及び照会について |
| 日程第5 | 報告第19号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 日程第6 | 報告第20号 | 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意
解約について |
| 日程第7 | 報告第21号 | 第5回農地常任委員会開催結果報告について |
| 日程第8 | 議案第14号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第9 | 議案第15号 | 第5回農用地利用集積計画の決定について |
| 日程第10 | 議案第16号 | 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について |

5 議事の概要

◎開会宣告・開議宣告

- 議長 これより、平成27年度第5回江別市農業委員会定例総会を開会いたします。
ただ今の出席委員は18名で定足数に達しております。
ただちに、本日の会議を開きます。

◎議事録署名委員の指名

- 議長 日程第1 議事録署名委員の指名について
江別市農業委員会会議規則第25条の規定により、小林委員、荻野委員を指名いたします。

◎会期の決定

- 議長 日程第2 会期の決定について
平成27年度第5回江別市農業委員会定例総会の会期を、次のとおり決定する。
平成27年8月27日、1日間とする。
このことについて、ご異議ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご異議なしと認めます。
よって、そのように決しました。

◎諸般の報告

- 議長 日程第3 諸般の報告について
大坂主幹に報告させます。
大坂主幹。
○大坂主幹 ご報告申し上げます。
平成27年度第4回定例総会以降の会務は、お手元に配付いたしました会務報告のとおりでございます。
なお、本日の総会に森田委員、中田委員が欠席する旨の通告がありました。
以上でございます。
○議長 ただ今の報告に対し、ご質問ありませんか。
(「なし」の声あり)
ご質問なしと認めます。

◎報告第18号

- 議長 日程第4 報告第18号 現況証明願及び照会についてを議題といたします。
内容の説明をさせます。

山田主任。

- 山田主任 報告第18号、現況証明願及び照会についてご説明申し上げます。
今回、提出がありましたのは、No. 21からNo. 25の計5件でございます。
土地の所在等は記載のとおりで、公簿地目は、畑1, 199㎡、田 3, 000㎡を
内訳のとおり、農地採草放牧地以外と証明いたしました。
これは、現地調査を行い、農地事務取扱要領に基づき処理したものでございます。
以上でございます。

- 議長 これより報告第18号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で報告第18号を終結いたします。

◎報告第19号

- 議長 日程第5 報告第19号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
を議題といたします。
内容の説明をさせます。
浅野主任。

- 浅野主任 報告第19号、農地法第3条の3第1項の規定による届出についてご説明申
し上げます。
これは相続等により許可を受けることなく農地の権利を取得するもので、農業委員会
への届出が必要となるものでございます。
内容につきましては、全て個人の相続によるものでございます。
土地の所在等は記載のとおりで、現況地目 畑 1筆 32,940㎡でございます。
以上でございます。

- 議長 これより報告第19号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。
以上で報告第19号を終結いたします。

◎報告第20号

- 議長 日程第6 農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約について
を議題といたします。
内容の説明をさせます。
山田主任。

- 山田主任 報告第20号、農地法第18条第6項の規定による農地賃貸借の合意解約に
ついてご説明申し上げます。
今回、通知がありましたのは、No. 8からNo. 11の計4件でございます。
内容につきましては、それぞれ賃貸借関係を、双方合意により解約した旨の通知があ
ったものでございます。
合意解約の日、土地引渡しの日につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

- 議長 これより報告第20号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第20号を終結いたします。

◎報告第21号

- 議長 日程第7 第5回農地常任委員会開催結果報告についてを議題といたします。
農地常任委員長の報告を求めます。

農地常任委員長。

- 農地常任委員長 報告第21号 第5回農地常任委員会開催結果報告について、ご説明申し上げます。

開催日時、出席者等につきましては、開催結果報告書に記載のとおりでございます。

付議事件1、農地法第3条の規定による許可申請について

付議事件2、第5回農用地利用集積計画の決定について

付議事件3、江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について

事務局より説明を受け、農地法等関係条項に照らして内容を精査し、適当であると意見を集約いたしました。

以上でございます。

- 議長 これより報告第21号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

以上で報告第21号を終結いたします。

◎議案第14号

- 議長 日程第8 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

- 浅野主任 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請についてご説明申し上げます。

今回申請がありましたのは、No. 8からNo. 10の計3件でございます。

No. 8については譲受人が賃借している農地について、所有権の移転を受けるものであり、No. 9及び10については借主が借受していた農地の貸借期限が切れたため、再度使用貸借による権利の設定を受けるものでございます。

すべての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たすと考えます。

以上、3件 36筆 田98, 765㎡、畑194, 867㎡、計293, 632㎡でございます。

以上でございます。

○議長 これより議案第14号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第14号を採決いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、申請3件、可とする決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎議案第15号

○議長 日程第9 議案第15号 第5回農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

山田主任。

○山田主任 議案第15号 第5回農用地利用集積計画の決定についてご説明申し上げます。

これは、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、江別市より農業委員会に対して、農用地利用集積計画の決定を求められているものでございます。

今回の計画案は、所有権移転に係るものが1件、1筆、6,264㎡。利用権設定に係るものが9件、27筆、354,963㎡でございます。

個々の内容につきましては、記載の通りとなっておりますので、説明は省略いたします。

今回提案する案件につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をすべて満たしていると考えます。

以上でございます。

○議長 これより議案第15号に対する質疑に入りますが、農業委員会等に関する法律第24条の規定により、議事参与の制限がございますので、利用権設定のNo.59及びNo.60を除き質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号の利用権設定のNo.59及びNo.60を除き採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出8件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

引き続き、議案第15号のNo.59及びNo.60に対する質疑に入りますが、本間委員が議事参与の制限を受けますので、退席を願います。

(本間委員退席)

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第15号のNo.59及びNo.60を採決いたします。

第5回農用地利用集積計画の決定について、申出2件、可とする意見を付すことに決定をいたしたいと思えます。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

本間委員の復席を願います。

(本間委員復席)

◎議案第16号

○議長 日程第10 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見についてを議題といたします。

内容の説明をさせます。

浅野主任。

○浅野主任 議案第16号 江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について ご説明申し上げます。

これは、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2第2項及び江別農業振興地域整備計画変更事務取扱要領第3条の規定により、江別農業振興地域整備計画の変更について当委員会の意見を求められているものでございます。

今回意見を求められておりますのは、2件でございます。

変更理由及び内容についてご説明申し上げます。

番号1につきまして、申請地は農用地とされておりますが、耕作者が死亡し不耕作の状態が続いていたものです。当該農用地を農業法人が新たにハスカップ栽培等を行うために買い取りましたが、暗渠の設置等が必要であると判明しました。

この工事等を農用地区域に適用される国の補助事業を利用して行うため、農振白地区域から農用地区域へ編入するものでございます。

申請地は、農業振興地域の整備に関する法律第10条第3項第2号を受け同施行規則第4条の3第2号の規定する「国が直接又は間接に経費の全部又は一部につき補助を行う事業」に該当するため、法令上の要件を満たしていると考えます。

番号2につきましては、農業者である申請者が後継者のために住宅を新築するため、農地転用を行い農用地区域から除外するものでございます。

近隣の農用地区域以外に適地がないと認められるほか、周辺の農用地への影響がほぼないと認められ、かつ農業振興地域の整備に関する法律第3条第3号に掲げる施設用地の有する機能に支障を及ぼす恐れがないと認められます。

以上の理由から、今回の2件の申請につきましては、江別農業振興地域整備計画を申請内容のとおり変更することについて支障はないものと考えます。

なお、江別市への意見書案につきましては資料に記載のとおりでございます。
以上でございます。

○議長 これより議案第16号に対する質疑に入ります。
質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

議案第16号を採決いたします。

江別農業振興地域整備計画の変更に係る意見について、申請2件、可とする意見を付
すことに決定をいたしたいと思います。

このことについて、ご異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、そのように決しました。

◎閉会宣告

○議長 今期、定例総会に付議されました事件はすべて議了いたしました。
平成27年度第5回江別市農業委員会定例総会はこれをもって閉会いたします。

午後2時15分 閉会

上記会議の記録に相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成27年8月27日

議長 (会 長)

署 名 委 員

署 名 委 員